

大雪地区広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年3月30日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、大雪地区広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年条例第11号）第2条により例とする東川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東川町条例第19号）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、東川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東川町規則第3号）を準用する。

(準用による読み替え)

第3条 前条の規定による規則を準用する場合において、「町長」とあるのは「連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。